

第 158 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 4 月 25 日(水) 午後3時～午後5時

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (40 名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 庸 造	3 番 石 原 啓 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男
25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	28 番 藤 原 修	30 番 小 池 誠
31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則
35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史		
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川明広

5. 欠席委員(3名)

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届け出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地の所有権移転等許可申請について(3条)

議案第3号 農地の転用許可申請について(4条)

議案第4号 転用目的農地の権利設定許申請可について(5条)

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(所有権設定)

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>158回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は 1名です。出席者17名 出席者が過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 内田 委員、7番 藤原 委員にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。</p> <p>第1号議案から第6号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、「農地の合意解約関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△他1筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1383 m²他で計 2817 m²。賃貸人氏名 ○○○○、所在地、△△△△、借借人氏名 ○○○○、所在地 △△△△、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成 30 年 4 月 2 日、解約の理由、賃貸人が農地中間管理機構経由で法人に貸し出すため。</p> <p>番号2、農地の所在、△△△△他1筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1383 m²他で計 2817 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△△、借借人氏名 ○○○○、所在地、△△△△、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成 30 年 4 月 2 日、解約の理由、賃貸人が農地中間管理機構経由で法人に貸し出すため。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次に、議案第1号 非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。</p> <p>事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 1580 m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和 50 年代の後半から農地として利用を行っておらず、現在山林化している。</p> <p>申請地は△△地区△△△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、3月30日に△△地区の 2 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、荒廃地化しております。</p> <p>番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 680 m²と、△△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 2,247 m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 40 年前父死亡。働き手なくなり、耕作放棄。現在、山林化しており農地として利用を行っておらず、現在荒地となっている。</p> <p>申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、3月30日に△△地区の2名の農業委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な山林と思われます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第1号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番 ○○委員</p>
31番	<p>31番 ○○が番号1、2について補足説明させていただきます。 先ほど局長さんからお話がありましたように3月30日に前局長の○○さんと△△地区の委員さんとで現地を見ました。まず○○さんでございますが、△△△△の入り口に□□がありますが、その前の町道がありますが300メートル進んだところに△△自治会がございます。左側山手に入ったところでございます。先ほど局長さんも言われた通り、雑木、竹などが立っておりまして、道路幅もほとんどなくなっているという状況で耕作できる状態ではないという判断をしましたのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。 続きまして番号2についてです。○○○○ん、△△自治会の方でございます。これも3月30日現地確認しました。畑のほうでございますが、△△4地別れのところに□□□□がございます。200メートルくらい△△方面に行った右側の山手に入った場所が申請地でございます。ここも雑木、竹道幅がなく耕作できるような状態ではないと判断をしましたのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。田のほうですが、□□□□を左に300メートルくらい行った場所に△△△△という集落がありますが、そこへ行く途中でございますが、ここは水路もなく道路等も完全に落ちておって耕作できる状況ではないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1番号2について一括質疑に入ります。非農地証明です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1番号2について一括可とすることに決しました。</p>
31番	<p>ありがとうございました</p>
議長	<p>次、議案第2号農地の所有権移転許可申請について、を上程します。3条申請です。 事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は12,295㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額2,184,000円です。</p> <p>番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は1,056㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額170,000円です。</p> <p>番号3、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は346㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては10aあたり290,000円です。</p> <p>以上の案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が</p>

	<p>生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第2号 番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。24番〇〇委員</p>
24番	<p>本案件ですが、場所は△△の△△△△自治会というところでございます。国道▲▲▲号△△方面へ向かっていきまして町界付近に〇〇さんのお宅がありその周りに圃場があるという状況でございます。これまで〇〇さんが耕作されておりました。この一部については 〇〇〇〇 に利用権を設定して耕作しておりましたがこの度事情があつて親戚関係でもある〇〇さんのところへ有償移転ということで経営面積要件も満たしておりますので問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よつて議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p>
35番	<p>次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします 35番〇〇委員</p>
35番	<p>場所につきましては▲▲▲の□□□□がございすけれども、□□□□から50メートルくらい上がったところの今度は左側のほうへ向かつて開パイに上がる農道がございす。そこから300メートルくらい上がったところの開パイ地の入り口のところでございす。〇〇さんはその開パイ地のところで、何年前か、〇〇さんの土地も購入しておられますのでそれに合わせたということでございす。開パイは何も植栽してないわけがございす、そこでブルーベリーを栽培したいという事ございす。 金額のほうは170000円ですが、一応〇〇さんが持つておられる山も含めて畑も含めてという形でございす。畑につきましては170000円という事でございす。承認のほうよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号2について質疑に入ります。3条有償移転です。 質疑ございませんか 私から一つ、山ということがありましたが、畑とひつついてますか。</p>
35番	<p>はい。ひつついてます。山のそばです。</p>
議長	<p>はい。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よつて議案第2号番号2について可とすることに決しました。</p>

15番	<p>次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 ○○委員</p> <p>はい、15番。私共の△△△△自治会の下に△△地区の皆さんの氏神様であります。□□□□がございしますが、□□さんの下にありますがこの水田でございします。△△の○○○○さんですが、皆様ご存知かと思いますが、○○○○で畜産担当の通称 ○○○○さん といっていました、○○○○さまのお嬢様です。この水田、同じ△△△△自治会の○○○○さんの庭だというところにありますのでこの度の所有権移転、許可申請となった次第でございします。 ○○○○様、長らく会社勤めでございましたが、退職されまして今ではわたくし△△△△自治会の中山間直接支払い、農地・水の世話焼き、利用権設定による経営拡大されるなどしまして、わたくし△△△△自治会の農業を担っていただいている一人でございます。 ご承認のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。</p>
議長	<p>次、議案第3号 農地の転用許可変更申請について を上程します。4条申請です 事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 282 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 露天駐車場、施設 駐車場、転用理由は、家族帰省時、親族来訪時、駐車場がないため。都市計画区域内です。</p> <p>番号2、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 10 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は山林の中にあり、管理が困難なので申請地に移転したい。除地については平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。</p> <p>番号3、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 545 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 露天駐車場、施設 駐車場、転用理由は、祖父の代に埋め立てた土地に、自治会の農業用施設を利用する者の駐車場を整備するため。除地については平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。顛末書を読みます。</p> <p>番号4、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 215 m²。 申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 協同農林業施設、施設 格納庫、転用理由は、祖父の代に埋め立てた土地に、自治会の農業用施設を建設するため。除地については平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。顛末書は先程の番号2と同じです。</p> <p>番号1、3、4につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 番号2につきましては、▲▲年度から▲▲年度において団体営△△地区土地改良総合整備事</p>

	<p>業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法施工規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。</p> <p>以上ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします 35番 ○○委員</p>
35番	<p>35番○○が説明させていただきます。○○さんですが△△自治会でございまして国道▲▲▲の大橋がございますが、△△方面に向かって50メートルくらいいきますと十字路で町道が走っております。それを左に折れまして、また50メートルくらい行きますとまた町道が十字路に走っております。それを右手のほうに町道に向かっていきます。そこには □□□□ という工場がございまして、裏側にガレージがありまして、そのまえにこの畑がございます。この畑を駐車場にという事で申請が出ておりますので、ご審議ご了解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします 36番 ○○委員</p>
36番	<p>○○が説明させていただきます。 今回出ております○○さんですが、△△地区△△になります。今回墓地の移転という事でございます。家のほうから1キロメートル離れたところに現在墓地がありまして竹など管理が難しいという事と距離があるので通うことが大変ということで、家の裏側の田んぼの一区画を墓地に転用したいという事で徐地の手続きをして今回の申請でございまして。現地のほうも確認しましたがけれども何ら問題はないと思ひますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号3番号4について一括担当委員の補足説明をお願いいたします 38番 ○○委員</p>
38番	<p>38番○○が説明させていただきます。△△から▲▲▲号線を△△方面へ上がっていただくと途</p>

	<p>中、□□がございましてそこから2キロちょっと行ったところに□□トンネルがあり、それを抜けるとすぐに左のほうに入ります高架の上を通りまして200メートルくらい行きますと、変形の十字路がございまして。その右側と左側に今回の田んぼがあります。○○○○さんのご自宅はさらにそれから550メートルくらい入ったところにご自宅がございまして。今の土地ですけれども ▲▲▲につきましてはこの十字路の手前です。▲▲▲は左側です。顛末書が出ておりましたが、実はすでに建物集落の共同機械の格納庫が建っておりまして平成6年ちょうど圃場整備が終わったところですがそのころの一つ、3年前くらいにまた一つ機械が増えるという事で施設を建てていらっしやいます。よくわからず建ててしまったという事です。以前農業振興課にいらっしやった○○さんにも県のほうに確認をしてもらったところでございます。どうか承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号3、番号4について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 一括可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号3、番号4について一括可とすることに決しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次、議案第4号 転用目的農地の権利設定許可申請について、を上程いたします。 5条申請です。事務局説明してください。</p> <p>議案第4号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 10 ㎡。権利種別は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、譲受人 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設等 墓地、転用の理由は、現在の墓が陰で暗く、水も流れるため。無償移転です。除地は平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。</p> <p>以上の案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番 ○○委員</p>
<p>28番</p>	<p>番号1について○○が説明させていただきます。○○○○さん ○○○○さんは親戚関係です。甥と姪にあたります。申請地のほうは△△自治会にございまして先月の総会の際に許可をいただいておりますがその隣です。現在の墓地は山の陰で日が当たらない条件の悪いところにございまして。今後、先祖を供養するうえで、もっと日が当たるようなところに移動したいという事から今回の申請となりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。無償移転です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声)</p>

	<p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。</p>
議長	<p>次、議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、を上程いたします。所有権設定です。5条申請です。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△、地目、登記簿、現況ともに田、面積1,874㎡外で合計7,845㎡、内容は新規です。所有権を移転する者の氏名、〇〇〇〇、住所、△△△△、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、〇〇〇〇社、所在地、△△△△、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、対価につきましては、総額2,000,000円。移転の時期は、平成30年4月25日、支払い方法 口座振り込み、支払い時期 平成30年5月31日です。</p> <p>この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転であります。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。 なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の内諾も得ております。 ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第5号番号1についてですが、わたくしが関係しておりますのでわたくしが説明させていただきます。この土地は□□小学校から□□□のほうへ1キロくらい上がったところに□□□という集落がございます。上がりますと左手のほうでございます。非常にいい田んぼが川を挟んで両側にあります。その一角に〇〇さんの田んぼがあります。〇〇〇〇さん、最近病気になるまれて入院中ですが若い人も病気がちでございまして、この際田んぼをしまね農業振興公社のほうへ買っていたきたいという事でしたので、それを公社のほうへ申請して買っていただくことになったという事でございます。対価は2,000,000円です。以上です。</p>
	<p>それでは議案第5号番号1について質疑に入ります。所有権移転です 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。</p>
事務局	<p>次、議案第6号農用地利用集積計画の承認についてを上程します。 利用権設定です。事務局説明してください。</p> <p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は1159㎡ 内容は再設定です 利用権を設定する者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年11ヶ</p>

月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです

番号2農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は1654㎡他合計4182㎡内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田期間は2年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです

番号3 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 、面積1523㎡他合計6779㎡内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は2年11ヶ月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号4 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1896㎡他合計4161㎡内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は2年11ヶ月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号5 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1383㎡他合計2817㎡内容は新規です 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は11年9か月 10a当たりの賃借料は5000円です。

番号6 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積2789㎡内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は11年9か月 賃借料は無償です。

番号7 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 1827㎡他合計9438㎡内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年9か月 10a 当たりの玄米60キロです。

番号8 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積877㎡他合計2316㎡他合計9438㎡内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は9年9か月 賃借料につきましては無償です。

番号9 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積6325㎡内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年9か月 10a当たり玄米60キロです。

番号10 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1299㎡他合計5367㎡内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年9か月 10a当たり玄米60キロです。

番号11 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積2257㎡他合計6637㎡内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号12 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿田、山林 現況田 面積851㎡他合計10360

m² 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号13 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積441m² 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年です。10a当たりの賃借料は4000円です。

番号14 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1164m²他合計2477m² 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年です。10a当たりの賃借料は4000円です。

番号16 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1926m² 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号17 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積1377m²他合計3630m² 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米33キロです。

番号18 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積 713m² 内容は新規です。利用権の設定をする者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 賃借料4000円です。

番号19 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに 畑 面積は270m² 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 賃借料4000円です。

番号20 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積は202m² 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 賃借料4000円です。

番号21 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田、畑 面積は1333m²他合計田 12030m²、畑222m² 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a当たりの賃借料は10000円です。

番号22 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は2505m²です。内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間5年1か月 賃借料は総額30000円です。

番号23 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積936m²他合計13827m² 内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は9年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は6000円です。

	<p>番号24 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は2193㎡他合計6531㎡ 内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米50kgです。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 次議案第6号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 19番 ○○委員</p>
<p>会長</p>	<p>19番○○が補足説明させていただきます。場所ですが△△の□□□がありますが、そのちょっと後ろのほうにあります。○○さんの田んぼと隣接しておりまして、○○さんは90才と、高齢でございましてもう農業できないという事ですし再設定ですので問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>19番</p>	<p>担当委員の補足が終わりました。 議案第6号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)</p>
<p>議長</p>	<p>可とすることに異議ございませんか (はいの声)</p>
<p>20番</p>	<p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号2番号3について一括補足説明をお願いいたします。 20番 ○○委員</p>
<p>議長</p>	<p>20番○○が説明させていただきます。 ○○○○さんは△△自治会の方です。再設定でございます。○○○○さんは長年布勢で手広くやっておられます。これも再設定でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 3番の○○○○さんは△△自治会です。これも再設定です。これも同じく○○○○さんです。よろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号2番号3について受け手が○○さんですので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)</p>
<p>21番</p>	<p>一括可とすることに異議ございませんか (はいの声)</p> <p>一括可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号2, 3について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号4について一括補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員</p> <p>21番が説明します。番号4の案件ですけど2番と3番とおなじ○○○○さんが作られる者でござ</p>

<p>議長</p>	<p>います。場所的に〇〇さんのところは△△、△△のちょうど境にある町道の下にある二枚の田んぼです。再設定でございますし、適正に管理されておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号4について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号5、番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 23番〇〇委員</p>
<p>23番</p>	<p>関係がある案件ですので〇〇委員から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。6番〇〇委員お願いします。 〇〇委員退場してください。</p>
<p>6番</p>	<p>それでは5番、6番について〇〇のほうから説明させていただきます。今日の農地の合意解約というところに出てきておりましたが、今度新たに〇〇のほうに出して耕作をしていくという事で案件が2件出ております。場所は、△△△△沿いにござまして△△の集会所がございます。△△から△△のほうに抜ける農道がございしますがその十字路の上側のほうの田んぼになっておりました。この度農地の管理のほうを〇〇のほう出してそれをまた耕作を続けるという事で新規という形になっておりますので特に何ら問題ないとおもいます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号5、番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号5、番号6について一括可とすることに決しました。</p> <p>〇〇委員入ってもらってください。</p> <p>〇〇委員議案第6号、番号5番号6について承認されましたのでお知らせします。 これは〇〇さんのところの法人に行く案件ではありませんが、関係があるという事ですので退出していただきました。</p> <p>次、議案第6号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。 23番〇〇委員</p>
<p>23番</p>	<p>番号7について、23番〇〇が説明いたします。 場所は△△地区△△地区△△と△△自治会との境のところですか。その△△自治会の集会所から右に入ったところに〇〇さんの田んぼがあります。〇〇さんは自分でしておられましたが面積が大きくてなかなかならないということで後継者を探しておられまして、たまたま△△の〇〇さんが話をされたようでして〇〇さんがころよく引き受けられて引き続き耕作をするという事でございます。以</p>

事務局	<p>上ですわ</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号7について可とすることに決しました。</p>
1番	<p>次、議案第6号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。 1番 ○○委員</p>
1番	<p>この番号8の件ですが、○○さんと○○さんは親子関係でして二人で力を合わせて経営規模の拡大を行っておられます。熱心に農業をやっておられます。名前替えの関係もあると思いますので賃借などもなしということです。問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号8について可とすることに決しました。</p>
17番	<p>○○委員、議案第6号 番号7、番号8について承認されましたのでお知らせします。</p> <p>次、議案第6号 番号9から番号12まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 17番</p> <p>○○委員が欠席のため、17番渡部が変わって説明させていただきます。 9番から12番まで一括補足説明させていただきます。番号9の○○○○さん△△自治会で7人暮らしです。10番 ○○さんは△△自治会です。この農地は○○さん宅の並びにございまして、△△自治会にございまして、□□□付近にある水田で水利も確保されており、農地の管理も△△さんが、きちっと行っておられます。△△自治会、△△自治会は隣でございまして、100メートルのところに通いで作っておられます。再設定であり問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。 11番です。○○さんは、ここには△△と書いてありますが、おばあさんが△△自治会に一人で暮らしていらっしゃいます。12番の○○さんは10年前くらいに△△のほうに出られまして家は立派な家がございます、ほとんど留守の状態です。農地は△△地区△△自治会にあり、大規模林道の△△△△線に隣地し□□□より△△方面へ1キロのところであり水利も確保されており再設定であり問題はないと考えます。審議のほうよろしくをお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>はい。担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号9、番号10について受け手が○○○○さんと同じですので一括質疑に入ります。 再設定です。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声)</p>

	<p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号9、番号10について一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号11、番号12について受け手が〇〇〇〇さんと同じですので一括質疑に入ります。 再設定です。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号11、番号12について一括承認することに決しました。</p>
22番	<p>ちょっとすいません12番の一つが、登記簿が山林になってますが、間違いですか</p>
17番	<p>これは担当が〇〇君ですので、はっきりしませんが、</p>
議長	<p>事務局さんどうなってますか</p>
事務局	<p>これにつきましては、農地台帳からそのまま印刷させてもらっておりますので、農地台帳上は登記簿山林となっております。</p>
17番	<p>今ちょっとわかりませんで、来月また説明させてもらうということでしょうか。会長さんどうでしょうか。</p>
議長	<p>それでは事務局のほうで来月説明のほうをお願いします。全部が山林なのか一部山林なのか、田んぼだけでも山林がかかっていたという事なのか</p>
13番	<p>ちょっといいですか</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
13番	<p>山林を農地にするというのはできないわけではない。開パイは山を畑にする。できんことはないが、登記がしてないわけだ。それをいいか悪いか誰がするのかという事はちょっと勉強しておりますが、ならんことはないということです。</p>
議長	<p>山を田にして作ったらけしからんという事ではありませんが、山林となっているのはどうなんでしょう</p>
9番	<p>農地法と農振法 関連したのもう一度チェックしてみらんといけんわね いつのことなのか 6反でしょ、しかも 1 筆でしょう 登記簿で山林になっちょっと農地台帳に農地としてあがってきてるという事は、農振法としてはおかしいわけだわね。農地じゃないものが農振地域に入ってるという事は何かの間違いでしょう。圃場整備をしてその時に何かの手違いであったとか、換地のときに手違いがあったとか</p>
議長	<p>だけれども、田んぼとして役場に届出をして、減反の対象にも入ってるし、集積の対象にも入ってるし、どのあたりで登記できなかったのかそのあたりを来月話をさせていただくという事でいいですか。</p> <p>それでは、承認をさせていただきましたので事情を来月お話していただくという事でよろしいでしょうか。</p>

<p>31番</p>	<p>次、議案第6号番号13から番号16まで15が取り下げになっておりますので番号13、14、16について、31番〇〇委員</p> <p>31番〇〇が担当でございます。補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さん以前は△△自治会のほうに住んでいらっしゃいましたが現在は△△のほうに住んでおられます。〇〇さん、〇〇さんは親戚関係でございます。圃場でございますが、県道沿いに△△の集会所がございますが、100メートルくらい△△方面に行ったところに□□□がございます。道路を挟んで右と左に田がございますして13、14となっております。〇〇さん現在81才という年齢でございますが、親戚という事で10年は頑張ってお作ってあげるといっておられます。長男夫婦は△△で生活しておられます休みの日は夫婦で手伝いに帰っておられます。再設定であり問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして番号16について補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん、〇〇さんともに△△自治会の方です。家も隣です。〇〇さんの圃場今まではいろんな人が耕作しておられました、昨年は〇〇さんが田植えと稲刈りをしておられます。今回正式に委員会を通して〇〇さんが耕作をするということとなりました。〇〇さん熱心に農業に取り組んでおられますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号13、番号14について、これは〇〇〇〇受け手でございますので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号13、14について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号16について質疑に入ります。これは新規です。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号16について承認することに決しました。</p> <p>次議案第6号番号17について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番〇〇委員</p>
<p>34番</p> <p>議長</p>	<p>34番〇〇が補足説明させていただきます。〇〇さんの田んぼは△△集落に入ってちょうど真ん中あたりでございます。若い方は△△に住んでおられますが、おばあさんがひとり頑張っておられます。ちょうど一か月前に同じ親戚で〇〇〇〇さんが亡くなられて解約ができております。集落には凶ってはおりましたが、なかなか話が尽きませんで同じ△△の〇〇さんと1年ではあります今回話がついたという事です。〇〇さんはご存じの通り前回農業委員さんでした。農業を頑張っておられますので、宜しくお願ひいたします。</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)</p>

	<p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号17について承認することに決しました。</p>
33番	<p>次、議案第6号番号18から番号20まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 33番 ○○委員</p> <p>はい、それでは説明させていただきます。場所は△△の△△自治会と△△自治会を東西に小さな町道が走っておりますけれども、その真ん中付近に小さな尾根になっておりますが、開パイ団地がございます。そこに△△自治会の○○さん、○○さん、○○さん三つ合わせても1反ちよつとですけども、このままほっておきますと荒廃農地になるという事で関係者で話し合われました。近くに○○○○さんが申請地の近くで牧草等を作っておられまして、じゃあつくってやるということで話が進んだようでございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号18から番号20について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号18、19、20について一括承認することに決しました</p> <p>○○委員、番号18、番号19、番号20について承認されましたのでお知らせします。</p>
14番	<p>次、議案第6号番号21について担当委員の補足説明をお願いいたします。 14番 ○○委員</p> <p>14番○○が補足説明させていただきます。この案件は再設定でございまして、○○○○さんが、田畑すべてを ○○○○に貸し出すという案件でございます。○○○○の代表が○○さんです、自分の土地を○○○○にだすという事でございます。場所についてでございますが、△△の△△地内でございます。△△の真ん中あたりでして条件的にはいいところです。以上でございます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号 番号21について質疑に入ります。 今説明がありましたように○○さん個人が自分の会社のほうへ出すという案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第6号番号21について承認することに決しました。</p>
39番	<p>次、議案第6号番号22について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員 39番 ○○が説明させていただきます。まずは場所ですが△△国道▲▲▲を△△方面へ。△△別れから500メートル上がったところにあります。○○○○のご自宅がございます。そこを一区画△△のほうへ寄ったところを左に入ったところにある田んぼでございます。これは○○さんのおじいさんの代から何年も作っておられる者でして、再設定でござますし何ら問題はないと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。</p>
13番	<p>すいません</p>
議長	<p>はい。〇〇委員</p>
13番	<p>賃借料がちょっとおかしいじゃないでしょうか 総額と単価がおかしいじゃない？</p>
議長	<p>5年の総額じゃないでしょう。総額っていうのは1年間のことを言うでしょ 事務局さんどうなってますかいね。</p>
事務局	<p>期間は5年となっております。訂正させていただきます。 一年で30000円 10a2280円と書いてありました。</p>
議長	<p>事務局さん来月の総会のときになぜ2280円と記入したかを聞いてもらってお話いただけますか それでよろしいですか</p> <p>他に質疑ございませんか (はいの声) 承認のすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号22について承認することに決しました。</p>
議長	<p>次議案第6号番号23についてわたくしの案件ですので代理さんをお願いします。</p>
職務代理	<p>議案第6号番号23について会長の案件ですので、議長を交代し進行させていただきます 担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番〇〇委員</p>
15番	<p>はい。15番 △△ □□さんの下に広がる1町4反ばかりの水田でございます。期限が来ての再 設定ですので問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号23について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号23について承認することに決しました。</p> <p>会長さん番号23について承認されましたのでお知らせいたします。</p>

議長	<p>それでは次、議案第6号番号24について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 ○○委員</p>
15番	<p>○○○○さん、△△の下の□□の下隣の方でございます。 今はお仕事の関係で△△のほうにお住まいです。お父様がちょうど一年前に急死されて、 田植えはどうしよう、という事でちょうど○○さんが会社を退職した年でしたので、はやはや という 事で引き受けられました。○○さんも急なことでしたので、1年という事で受けられてあれから1年 たちまして○○さんも腰を据えて規模拡大に努めるという事で5年の再契約を結んだという事で ございます。 ご承認のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号24について承認することに決しました。</p> <p>上程いたしました議題は以上でございます。 来月の総会は5月23日9時から横田庁舎で行います。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 18番 _____ ㊟

議事録署名委員 6番 _____ ㊟

議事録署名委員 7番 _____ ㊟